

JIS

プラスチック—メタクリル酸メチル/
アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン
(MABS)成形用及び押出用材料—
第2部：試験片の作り方及び諸性質の求め方

JIS K 6938-2 : 1999

平成 11 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

今回の制定は、国際規格に整合させるために、ISO 10366-2 : 1994を基礎として用いた。

JIS K 6938-2 : 1999には、次に示す附属書がある。

附属書A (規定) 連続相中の結合アクリロニトリル含有量の測定

JIS K 6938 : 1999 (ISO 10366) は、一般名称を“プラスチック—メタクリル酸メチル/アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン (MABS) 成形用及び押出用材料”として、次の各部によって構成する。

第1部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎

第2部：試験片の作り方及び諸性質の求め方

主務大臣：通商産業大臣 制定：平成 11.12.20

官報公示：平成 11.12.20

原案作成協力者：日本プラスチック工業連盟

審議部会：日本工業標準調査会 化学部会 (部会長 三田 達)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室 (☎ 100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

プラスチック—メタクリル酸メチル/ K 6938-2 : 1999
アクリロニトリル/ブタジエン/
スチレン(MABS)成形用及び押出用材料—
第2部：試験片の作り方及び諸性質の求め方

Plastics—Methyl methacrylate/acrylonitrile/butadiene/
styrene(MABS) moulding and extrusion materials—
Part 2 : Preparation of test specimens and
determination of properties

序文 この規格は、1994年に第1版として発行されたISO 10366-2, Plastics—Methyl methacrylate/acrylonitrile/butadiene/styrene (MABS) moulding and extrusion materials—Part 2 : Preparation of test specimens and determination of properties を翻訳し、技術的内容を変更することなく作成した日本工業規格であるが、対応国際規格には規定されていない項目を日本工業規格として追加している。

なお、この規格の3.(試験片の作り方)のうち、点線の下線を施してある部分は、対応国際規格にない事項である。

JIS K 6938-2には、次に示す附属書がある。

附属書A (規定) 連続相中の結合アクリロニトリル含有量の測定

1. 適用範囲

1.1 この規格は、成形用及び押出用MABS材料の試験片の作り方及び諸性質の求め方について規定する。この規格では、試験材料の取扱い及び成形前の試験材料と試験前の試験片の状態調節についての要求事項を規定する。

この規格は、試験片を作るための手順と条件、及び成形された試験片を用いて、その材料の諸性質を求める手順を示す。成形用及び押出用MABS材料の特徴を知るための適切、かつ、必要な諸性質及び求め方を規定する。

諸性質は、JIS K 7140に規定する一般的試験方法から選んだ。これら成形用及び押出用材料に対して広範囲に使われている試験方法及び特殊で重要な他の試験方法、並びにJIS K 6938-1 (ISO 10366-1 : 1993) に規定する区分用の性質もこの規格に含む。

再現性があり、ほかと比較できる試験結果を得るためには、ここに規定する試験片の作り方、状態調節方法、試験片寸法及び試験手順を採用する。

寸法の異なる試験片及び異なった手順で得られた試験結果は、必ずしも一致するとは限らない。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

ISO 10366-2 : 1994, Plastics—Methyl methacrylate/acrylonitrile/butadiene/styrene (MABS) moulding and extrusion materials—Part 2 : Preparation of test specimens and determination of properties

2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、発効年(又は発行年)を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補には適用しない。発効年(又は発行年)を付記していない引用規格は、その最